

第19回田原市市民協働まちづくり会議 議事録要旨

1 日 時	平成26年10月16日（木）午後6時～7時40分
2 場 所	田原市役所南庁舎6階 600会議室
3 出席者	【委員】 鈴木誠（会長）、富田育男（副会長）、伊藤伸浩、藤城充章、酒井修、本多智映子、山本かすみ、安田幸雄、高瀬与志彦、中村匡 （欠席者無し） 【事務局】 鈴木市民協働課長、彦坂副主幹、加藤副主幹、仲井主事補
4 議事録署名者	安田幸雄、高瀬与志彦
5 会議事項	報告事項 （1）各種市民活動支援事業の状況について （2）平成27年度の市民協働事業について （3）市民活動支援センターのあり方について （4）学校再編に伴う校区制の取扱い方針について

報告事項

（1）各種市民活動支援事業の状況について

○事務局：資料1－1、資料2－2について説明

《説明の要旨》

市民提案型委託事業制度のテーマ提示型は応募が無かったため、男女共同参画推進懇話会にて方針を諮った結果、テーマを絞り再募集することとなった。テーマは「男女共同参画の視点からの避難所開設、運営訓練」。自由テーマ型は3件の事業提案があった。

資料1－2は、中央に矢印があり、左側に団体の成長のステージごとに設けた支援制度、右側に団体が活動しやすい環境づくりのための継続的な支援が記載してある。

《質疑・意見》

- ・市民提案型委託事業制度自由テーマ型の3件の事業提案の内容に興味がある。
 →ある地区に地元の方が大切にしている海岸があるが、非常に荒れている。少し整備すれば高台に避難する避難路も作れるため、団体を立ち上げ整備しようとなった。重機や植樹が必要となるため、事業提案となった。あとは、田原の花という大きな特色を活かして展覧会をやろうという事業提案があった。市民や花屋それぞれの感覚で少しやってみたいなど思えるようなものだった。3つ目は、農業者の後継者不足という問題を、田原を最先端農業都市と位置付け、女性に体験してもらったり開発に携わってもらったりという事業提案。いずれにしても、やっと市民の手でこういったものが芽生えてきたという嬉しさはある。

(2) 平成27年度の市民協働事業について

○事務局：資料2について説明

《説明の要旨》

市民協働まちづくり事業補助金について、本年度予算は20万円×3団体の60万円だが、5件の応募を受け、20万円×5団体の100万円で予算要求していきたい。今年度からの少額枠も継続。

市民活動向上補助金は、平成27年3月31日で3年が経過し失効する。市民協働まちづくり事業補助金から継続して活用していただいているため、今年度末をもって一区切りでどうかと考えている。

新規団体活動補助金は、今年度はまだ応募が無い状況のため、来年度は補助限度額の3万円を5万円に引き上げ、5万円×2団体の10万円で予算要求していきたい。

市民活動チャレンジ支援補助金について、本年度予算は10万円×10団体の100万円だが、現在2団体の活用を受けて、来年度は10万円×6団体の60万円で予算要求していきたい。

市民提案型委託事業制度の市民活動交流会開催事業については、今年度応募が無かったため、市として田原市民まつりと連携し開催していく。

《質疑・意見》

・田原のこのような制度は、他市と比較してどうなのか。(委員等)

→田原は制度の種類が多く、充実はしているが分かりにくい。団体もどの補助金を活用すれば良いのなかなか区別も難しいため、上手く働きかける必要がある。地域コミュニティへの助成金と市民活動団体への補助金を統合するという見直しが最近の傾向。(委員等)

(3) 市民活動支援センターのあり方について

○事務局：資料3について説明

《説明の要旨》

市民活動支援センターについて、本年度行政改革推進研究会において、センターの機能向上について検討しているため報告。平成27年度、平成28年度で検討、協議を経て平成29年度の実施に向け、現行の問題点等を踏まえながら進めていく。

《質疑・意見》

・現状のセンターの利用状況は。(委員等)

→昨年度の相談件数は87件で、ここ3年間で見ると年々減少傾向となっている。(事務局)

・火・金・土曜日の3日間だが、今日はやっていないんだと言って帰られる方にお会いしたことがある。(委員等)

→現在の嘱託員1名、職員1名の2名体制を分割して、毎日センターを開設するといった案も課内では出ている。(事務局)

・1.5日に1人の利用状況では、生産性が低い。現状の待ちの仕事の姿勢を変え、どんどん外に出向いて、センターの伝えるべきことを伝え、団体の思いを吸い上げてあげることが必要になってくる。あとはメールマガジンだけでなくフェイスブックをやるべき。(委員等)

→参考とさせていただく。(事務局)

(4) 学校再編に伴う校区制の取扱い方針について

○事務局：資料4について説明

《説明の要旨》

校区制に関する取扱方針は「1校区・1校区コミュニティ協議会・1市民館とし、統合時の変化に対する緩和策を講ずる。」。主な細目は「①原則として学校統合時に新校区コミュニティ協議会を組織する」「②市が設置、管理する市民館は1校区1館とする」「③学校統合年度から『(仮)校区コミュニティ協議会統合支援助成金』を4年間交付する。」など。

《質疑・意見》

質疑及び意見無し

午後7時40分閉会